

「わかやま長寿プラン 2021」策定支援等業務委託仕様書

1 委託業務名 「わかやま長寿プラン 2021」策定支援等業務

2 業務の目的

和歌山県では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「わかやま長寿プラン 2021」（第9次和歌山県老人福祉計画・第8次和歌山県介護保険事業支援計画。以下「プラン」という。）を策定する。

策定にあたっては、地域包括ケアシステム推進のための地域資源情報等の調査分析を行うとともに、地域包括ケアシステムをどのように推進していくかを圏域毎に提示し、地域の保健・医療・福祉の専門家や従事者、学識経験者等の意見を反映させ、実現性の高いものとする必要がある。

これらの業務を行うにあたって、委託事業者が有する行政計画策定等に関する豊富な実績や優れた分析能力等を活用することで、より円滑かつ効果的な計画策定を行うことを目的とする。

3 委託期間 契約の日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) 地域資源情報等の調査分析

- ①既存の調査・統計情報に関する情報収集及び整理分析を行うこと。
- ②地域包括ケアシステム推進に必要な地域資源情報等（在宅医療・介護連携含む）について調査分析すること。
- ③令和元年度に県が実施した「和歌山県高齢者等生活意識調査」、県内市町村が実施する「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のデータ整理、分析すること。
- ④全国的な状況、県全体等と比較してそれぞれの課題を客観的に把握できる資料を市町村ごとに作成すること。
- ⑤直近の年齢構造調整済み認定率が全国平均より高い市町村について、市町村ごとにその要因を分析し、資料を作成すること。

(2) 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、県内の75歳以上人口がピークを迎える2030年、現役世代が急減する2040年を見据えた要支援・要介護認定者数、介護サービス見込み量、介護サービス給付費、介護保険料及び介護人材等の将来推計及び分析

将来推計及び分析については、和歌山県長期総合計画、医療計画、地域医療構想との整合性を確保すること。

(3) 県業務支援

- ①地域包括ケアシステム推進に向けて県が必要な施策を検討するために必要な調査資料や分析結果を提示し、県の施策方向性について提言すること。
 - ア 和歌山県の介護保険施策方向性（将来の方向性も含めて）
 - イ 地域包括ケア「見える化」システム（国から提供される見える化データ）の分析、プランへの提案
 - ウ 施設整備（将来の必要見込みも含めて）
 - エ 市町村の介護保険運営への支援策

- オ 介護予防、自立支援・重度化防止策の提言（具体的な内容）
 - カ 在宅医療・介護連携（課題や将来見通しも含めて）
 - キ 人材確保・業務効率化（将来の需給見込みも含めて）
 - ク 介護給付費の適正化に向けた提言（具体的な内容）
 - ケ 認知症施策推進大綱に基づく施策（課題や将来見通しも含めて）
 - コ その他介護保険行政に必要となる事項
- ②プラン策定を検討するための県専門家会議等の運営を支援すること。
- ア 県長寿社会対策推進会議 委員20名程度
 - ・令和2年7月～令和3年3月の間に、和歌山市内で計8回程度予定
 - ※新型コロナウイルス感染拡大防止の状況により変更する場合がある。
 - ・会議資料の作成
 - ・会議運営費用の支払い
 - ◆会場費（設備利用料含む）及び会議茶菓費用（委員報酬及び旅費は除く）
 - ・議事録作成
 - ◆会議の音声データ提供日から原則として3日以内（休祝日除く。以下同じ）に反訳データを提出し、県事務局において確認校正する。
 - イ 圏域調整会議
 - ・県振興局（計7箇所）において、管内市町村の情報や意見を集約するため、令和2年8月～11月の間に県が開催する会議に係る資料の作成（市町村別分析資料、地域資源状況）
 - ※新型コロナウイルス感染拡大防止の状況により変更する場合がある。
 - ウ 協議の場（医療・介護の体制整備に係る協議の場）
 - ・県振興局（計7箇所）において、管内市町村や関係者を交えて、プランを策定する上で医療計画との整合性を確保するための協議の場として、令和2年8月～11月の間に県が開催する会議に係る資料の作成
 - ※新型コロナウイルス感染拡大防止の状況により変更する場合がある。
- ③プラン素案作成及びパブリックコメント等の意見集約を行うこと。
- ア プラン素案の作成
 - ・「現計画」並びに「国からの第8期基本指針」を踏まえ、県長寿社会対策推進会議、圏域会議および協議の場での意見等を反映した地域包括ケアシステムを推進するためのプラン素案を提示すること。
 - イ プラン案意見照会用印刷物の作成
 - ・素案（配布用に300部印刷）、パブリックコメント用修正素案、パブリックコメント後修正案、データと共に県長寿社会課へ納品
 - ウ パブリックコメント等の意見集約
 - ・素案に関する県長寿社会対策推進会議の意見修正後の最終素案に対し、県でパブリックコメントを募集するが、それに対する意見を内容毎に集約し、報告すること。（パブリックコメント締切後3日以内にデータ納品）
- ④プラン最終案作成及び印刷を行うこと。
- ア プラン最終案について、グラフ、図、イメージイラスト等を適宜追加し、デザイン、レイアウト等を県と協議のうえ作成すること。
 - イ 本編 A4版 180ページ程度 無線綴じ 1,000部

ウ 概要版 A4版、50ページ程度 中綴じ
ルビなし 1,500部、ルビつき 500部
エ 点訳版 200部、音訳版(CD) 200部
オ 印刷仕様

- ・総合評価値が80以上
- ・植物由来の油を含有したインキを使用
- ・環境マークを表示
- ・再生利用しにくい加工が施されていない。
- ・紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていない。
- ・リサイクル適正を表示する。
- ・SPコードつき
- ・2色刷、ただし表紙及び7圏域地域資源マップ等一部4色刷(20ページ以内)

(4) 関係機関等への配布及び広報用データ等の作成

①関係機関等への配布すること。

県内市町村30、振興局8、県内図書館30、各都道府県46、長寿社会対策推進会議関係委員20程度、関係団体20程度

②広報用データ(ホームページ掲載用データ)の作成

広報用データについては、極力データ容量を軽量化するとともに音声読み取り対応データとすること。

③プランデータ(エクセル、ワード等のデータ加工可能なもの及びPDFファイル)

(5) 成果物提出期限 令和3年3月31日

5 業務の履行

業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、県担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

6 その他

(1) 受託者は、この契約による業務の処理により、直接又は間接に知り得た内容を、一切、第三者に漏らしてはいけない。

(2) 実施要領、仕様書に記載のない事項は、別途指示又は委託事業者と協議の上決定する。